

自転車のQ & A

はじめに

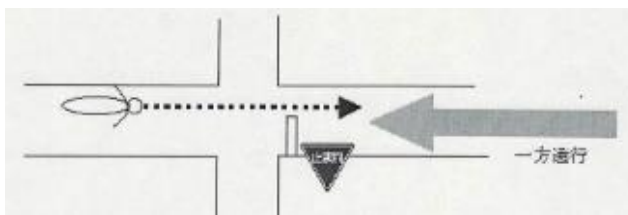
これは、主として2012年のファイルから抜粋したものであるが、出典が不明であることをお断りしておく。

1 一方通行道路を逆行する自転車の一時停止

Q：自転車が一方通行道路（自転車を除く）を逆行するとき、途中の交差点にある一時停止標識は、自転車の走行方向から見ると裏側である。この場合、自転車は一時停止標識に従う義務はあるか？

A：従う義務はない。

一般的に自転車自体の性能が高速度を出すことができない構造になっていること、道交法42条により、見通しがきかない交差点における徐行義務が自転車にも課せられていること、標識を一方通行道路と逆向きに設置した場合、この標識を見た自動車等が通行できるものと勘違いをして進入する危険性があることが理由である。地域によっては、道路上に自転車ストップマーク（右図）を設けて注意喚起を行っている。

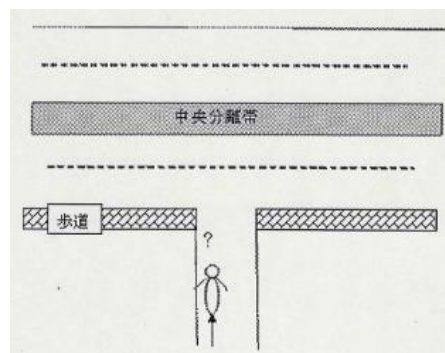


2 横断できない道路の通行方法

Q：中央分離帯で横断できない道路を路地から出てきて右折したいとき、自転車はどこを通ればよいか？

A：歩道が自転車通行可であれば、歩道上の車道寄りを通る。歩道が通行できない場合は自転車から降りて横断できる歩道まで歩く。

路側帯を逆走してはいけない。

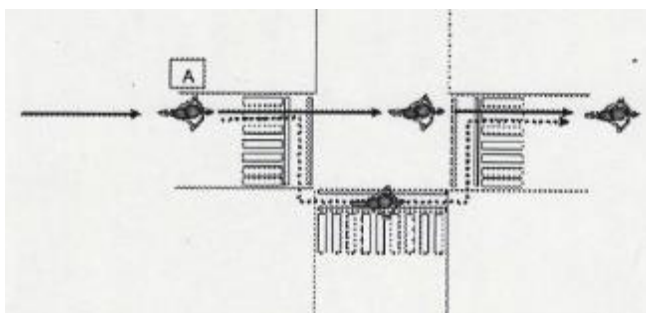


3 自転車横断帯のない交差点での横断

Q：横断しようとする道路に自転車横断帯がなく、反対側の道路に自転車横断帯がある場合、遠回りになってもこれを横断しなければならないか？

A：そのまま直進してよい。

道交法63条の6に「自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所



の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない」と定められている。付近とは、概ね 30m と解されているが、「付近にある自転車横断帯」とは横断しようとする道路にある自転車横断帯を指し、交差する他の道路にある自転車横断帯は含まれない。自転車横断帯はかえって交通の混乱を来す恐れがあるため、逐次廃止されつつある。

4 歩行者と自転車との安全な間隔

Q：歩道上や車道上において自転車が歩行者の側方を通過するときの間隔はどの程度あればよいか？

A：法律上、具体的な数字は示されていない。最低 1m は必要であると解されている。

道交法 18 条 2 項に「車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない」と定められている。また、道交法 63 条の 4 の 2 項に「普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない」と定められている。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない」と定められている。

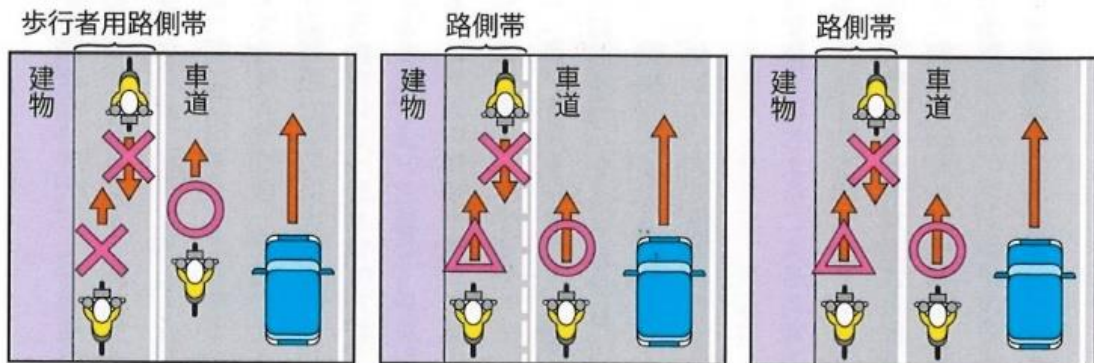
5 自転車の路側帯走行

Q：自転車は路側帯を走行できるか？

A：走行できる場合がある。

道交法 2 条 1 項 3 の 4 に路側帯とは「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう」と定められている。

「新・自転車“道交法”BOOK」（柊柵（えい）出版社）から下図を引用する。2013 年 12 月の道交法改正で、自転車は一方通行となった。逆走すると「3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金」である。小児用の車（6 歳未満の子供が運転する自転車）は「歩行者」として扱われるので、「軽車両」ではない。



路側帯は（右）白線のみ：歩道だが自転車はクルマと同じ方向のみ通ることができる。（中央）破線がついている場合：駐停車禁止。（左）二本白線：自転車も通れない歩道の3種類。（左）は以前から自転車通行不可。（右）と（中央）について2013年12月に施行された道交法改正で、逆走は禁止された。つまり、歩道以外のすべての道は右側通行禁止だ

以上